

清流

平成30年8月1日発行

平成 30 年度


みどり
水土里ネット
安曇川沿岸
(安曇川沿岸土地改良区)
第30号



田中井取水口

目次

- ◆理事長あいさつ、総代会について……………2
- ◆平成28年度決算、平成30年度予算について
平成30年度連絡調整員の紹介について……………3
- ◆平成29年度事業完了地区について
平成30年度実施予定事業について……………4
- ◆かんがい用水路整備事業の補助金交付について
水管理について
平成30年度県営かんがい排水事業等について……………5
- ◆こんなときは、届出が必要です
(組合員の移動・農地転用の手続について)……………6
- ◆こんなときは、届出が必要です
(口座振替の手続について)
決済金について……………7
- ◆改良区からのお知らせ……………8

ごあいさつ

理事長 川島 平

盛夏の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より当土地改良区の業務運営並びに事業の推進に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、最近の農業を巡る情勢は、米政策として生産調整について30年度より地域の農業再生協議会による配分となり、従来の生産調整目標と余り変わりはないようですが、各農家の自主的な取り組みに委ねられました。今年の作付けは既に終わっておりますが、来年以降不安定な状況が続くのではないかと危惧しています。また、米の直接支払い交付金が廃止され、実質農家所得の減少となりますが、農家所得の向上のため実効性のある施策が期待される所です。

このような中でも農業は、安心安全な食糧の供給、国土の自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を持って地域社会に貢献して参りました。農業農村を支える農業用水の供給は農業の根幹をなすものです。

当土地改良区が管理している施設は、相当老朽化が進んでいることはご承知の通りですが、今日まで計画的に改修整備が進められてまいりました。しかし、まだ多くの未改修区間が有り、順次整備を進めているところです。現在進めている施設整備は、県営工事として左岸上古賀地先の管渠の改修、及び下古賀入谷川付近の水路橋の改修を予定しています。

灌漑用水の供給については、最近の異常気象や、山間部での保水力の減退、また安曇川の河床低下により、三重生井は何とか取水しているものの、饗庭井での安曇川からの取水が困難なこともあり、灌漑期の用水確保にやや不安を感じています。今後とも組合員皆様の節度ある取水にご協力を頂きますようお願いいたします。

今後とも、当改良区の適切な管理運営並びに施設の効果的な維持管理に役職員一同取り組んで参りますので、組合員各位のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第68回通常総代会を開催

平成30年3月17日開催の通常総代会において議案審議の結果、下記の12議案が全て原案どおり可決決定致しました。

【総代会提出議案】

- 議第17号 平成29年度一般会計収支補正予算（第3号）
- 議第18号 平成29年度地区除外決済金特別会計収支補正予算（第1号）
- 議第19号 平成30年度事業計画について
- 議第20号 平成30年度地区除外決済金算定基準の変更について
- 議第21号 平成30年度役員報酬について
- 議第22号 平成30年度組合費の賦課徴収方法について
- 議第23号 平成30年度歳計現金の預入先について
- 議第24号 平成30年度一時借入金について
- 議第25号 平成30年度長期借入金について
- 議第26号 平成30年度一般会計収支予算について
- 議第27号 平成30年度地区除外決済金特別会計収支予算について
- 議第28号 平成30年度退職給与積立金特別会計収支予算について



平成 28 年度 一般会計収支決算の報告

平成 29 年 10 月 21 日 (土)
第 86 回臨時総代会が開催され、可決されました。

収 入	決 算 額
1. 組 合 費	50,172,970 円
2. 借 入 金	9,399,000 円
3. 補 助 金	11,586,000 円
4. 交 付 金	14,220,000 円
5. 雑 収 入	1,092,341 円
6. 財 産 収 入	211,000 円
7. 繰 入 金	1,340,577 円
8. 繰 越 金	3,591,720 円
合 計	91,613,608 円

支 出	決 算 額
1. 事 務 所 費	17,451,521 円
2. 維 持 管 理 費	36,275,233 円
3. 償 還 金	3,883,122 円
4. 負 担 金	17,406,630 円
5. 財 産 費	7,302,221 円
6. 諸 費	4,481,631 円
7. 予 備 費	0 円
合 計	86,800,358 円

【差引額】

4,813,250 円を平成 29 年度へ繰越しました

平成 30 年度 一般会計収支予算の報告

平成 30 年 3 月 17 日 (土)
第 68 回通常総代会が開催され、可決されました。

収 入	予 算 額
1. 組 合 費	49,788,000 円
2. 借 入 金	9,600,000 円
3. 補 助 金	21,151,000 円
4. 交 付 金	1,000 円
5. 雑 収 入	665,000 円
6. 財 産 収 入	1,000 円
7. 繰 入 金	797,000 円
8. 繰 越 金	1,687,000 円
合 計	83,690,000 円

支 出	予 算 額
1. 事 務 所 費	19,119,000 円
2. 維 持 管 理 費	35,877,000 円
3. 償 還 金	2,338,000 円
4. 負 担 金	17,161,000 円
5. 財 産 費	3,078,000 円
6. 諸 費	5,117,000 円
7. 予 備 費	1,000,000 円
合 計	83,690,000 円

平成30年度
連絡調整員の紹介(敬称略)

各集落の連絡調整員様より、納付書や広報紙など配布物の送付・連絡事項の通知をさせていただきます。連絡調整員の皆様には、一年間いろいろとお世話になりますが、ご協力の程、よろしくお願い致します。

新旭町									
辻 五 針 深 太 藁 北 安 井 川 新	沢 十 川 江 溝 田 園 畑 養 養 口 原 市 庄								
足 足 水 伊 清 一 上 菅 中 竹 古	立 立 田 庭 水 井 原 浪 村 井 田								
功 夫 彦 明 均 樹 雄 行 武 吾 一									
	霜 山 堀 森 田 平 今								
	降 形 川 遠 川 饗 湯 馬								
	山 八 藤 口 庭 浅 場								
	喜 康 勉 弥 庄 清								
	蔵 康 勉 寿 威 明 栄								

沖 佐 三 仁 下 南 南 中 長 上 下	田 賀 田 和 城 市 古 賀 野 尾 古 賀 古 賀								
奥 鈴 葉 村 山 安 北 古 長 平 北	谷 木 師 川 山 寄 原 村 野 陽 井 川								
義 勝 雅 浩 正 都 春 正 清 良	則 治 睦 和 一 行 喜 夫 男 史 次 治								
	青 十 上 庄 三 馬 五 西 三 北								
	柳 八 川 寺 堺 重 生 場 番 万 尾 里 出								
	柴 井 伊 山 堀 山 中 岸 前 石								
	田 口 藤 本 部 寄 村 川 島								
	敬 幸 良 長 武 廣 英 一								
	三 郎 勇 廣 夫 德 史 樹 弘 明								

安曇川町



平成 29 年度 事業完了地区

◆小規模土地改良事業

①田中井幹線用水補給ポンプ設置工事



安曇川町田中地先



②青柳井幹線用水路改修工事



安曇川町青柳地先



◆ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

○田中井幹線用水路改修工事

- 【工事概要】
- ・鉄筋コンクリート三面張水路
（幅）1.8m×（高）0.57m L=22m



安曇川町常磐木地先



平成 30 年度 実施予定事業

◆農業水利施設保全合理化事業

【概要】 機能保全計画策定一式（右岸幹線用水路・左岸幹線用水路）

かんがい用水路整備事業の補助金交付について

安曇川沿岸土地改良区では、地区内の受益者が加入している集落自治会・集落農事（農業）組合・農事改良組合を対象に、用水路の整備補修に係る事業費に対して補助金を交付しております。

対象者	安曇川沿岸土地改良区の地区内受益者が加入している団体 《集落自治会・集落農事（農業）組合・農事改良組合》	
対象事業	上記対象者が施工した1事業の事業費が20万円以上の事業 ※ただし、多面的機能支払交付金の補助事業で施工される事業は対象外となります。	
対象経費	用排水路の整備補修に係る事業費	県または市の補助対象となる土地改良事業に要する事業費
補助率	対象経費の30%以内	県または市補助事業残の30%以内
限度額	40万円以内	30万円以内

※ 補助金は予算の範囲内で補助事業者に対し補助するものとします。

※ 補助金の交付には、事前に書類の提出が必要です。

詳細は安曇川沿岸土地改良区までお問い合わせください。（電話：33 - 0009）

■ 申込締切：7月末日

◆水管理について◆

★公平な配水を実施するため、

用水のかけ流しはやめましょう！！

- ・かけ流しは用水不足を招く原因となりますので、水門・田んぼの用水・排水の適切な管理をお願いいたします。

★ゴミや雪などを水路に落とさないでください！

- ・水路が詰まる原因となり、下流に水が行かなくなって迷惑がかかります。また、水路があふれる原因にもなりますので、刈った草やゴミ・雪などは水路に捨てず、各自で適切に処理してください。



平成30年度 県営かんがい排水事業の概要

	事業内容	事業年度	施工場所	全体事業費	本年度事業費	改良区負担金	本年度施工内容
基幹水利施設整備型 安曇川左岸地区	県営左岸 幹線用水路改修	平成21年度 ～平成30年度	安曇川町 上古賀地先	796,000,000 (円)	80,000,000 (円)	8,000,000 (円)	用水路工 附帯工 用地補償
基幹水利施設整備型 安曇川左岸2期地区	県営左岸 幹線用水路改修	平成26年度 ～平成31年度	安曇川町 上古賀・下古賀地先	660,000,000 (円)	80,000,000 (円)	8,000,000 (円)	用水路工 用地補償 測量試験

こんなときは、届出が必要です。

●組合員の資格等に変更があった場合

- ◇耕作者の変更
- ◇農地の移動（売買・賃貸借・交換等）
- ◇農業者年金等による経営移譲
- ◇生前贈与または組合員死亡による名義変更
- ◇住所変更

『組合員資格得喪通知書』（耕作権移転届）の提出が必要です。

※用紙は、改良区ホームページからもダウンロード出来ます。

◆用紙の提出がない限り、組合員の変更が出来ません。

用紙の提出がないと、前年度と同じ方に賦課金がかかります。変更がある場合は、必ず用紙の提出をお願いします。

◆提出期限：2月末日

- ・提出期限を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。

◆賦課基準日：4月1日

- ・基準日を過ぎると、その年度は変更ができません。（住所・名義は、年度途中でも変更できます）
- ・基準日を過ぎて提出された分は、翌年度に変更されます。その際、当年度の賦課金は当事者間で精算をお願いします。

組合員資格得喪通知書
(耕作権移転届)

下記により組合員資格が得喪したので、土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住 所
フリガナ
氏 名

新資格者 住 所
フリガナ
氏 名

安曇川沿岸土地改良区
理事長 川島 平 様

記

1. 資格得喪の対象となる土地

町 名	大字名	小字名	地 番	地 目	地積㎡	備 考

※ 多くて記載できない場合は、別紙等に記載して提出して下さい。

2. 資格得喪の原因 耕作権の移転

3. 資格得喪の時期 平成 年 月 日

4. 賦課金の負担者 新資格者が負担します。

☆ 土地改良法抜粋
第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨を土地改良区に通知しなければならない。

◎ この通知書は、土地改良区賦課金の賦課の基礎資料となるものです。従って、この通知書を提出できないと前年と同様の組合員に賦課することになりますので、通知漏れの無いようお願いします。

◎ 提出先 安曇川町下古賀「安曇川沿岸土地改良区」

◎ 提出期限 毎年2月末日まで

現資格者・新資格者 両名の署名と捺印が必要です
(記入漏れなど、不備があると受理できません)

●農地を転用したい場合

- ◇田を住宅等へ転用
- ◇公共事業用地（道路等）買収による転用（寄付による転用も対象となります）

『農地転用等の通知および意見書交付願※』
または、『地区除外申請書』
の提出が必要です。

※用紙は高島市農業委員会でお受け取りください。

- ・農業委員会を通さずに改良区の受益地から除外する場合は、『地区除外申請書』の提出をお願いします。（用紙は改良区まで）

農地転用（地区除外）の際は
面積に応じて
決済金の納付が必要です

※決済金の納付と引き替えに意見書をお渡します。

- ・公共用地買収の場合（寄付の場合も含む）も決済金を納付していただく必要があります。

◆転用の手ををされますと、
翌年度より地区から除外されます。

- ◆地区除外の手続をされる年度の賦課金は納付していただく必要があります。

※決済金につきましては、次ページをご覧ください。

※資格の異動（名義変更）や農地転用（地区除外）の届出は、土地改良法第43条の規定により組合員の皆様から改良区へ通知することが義務付けられています。変更がある時は必ず届出をお願いします。

●振替口座の変更をしたい場合

- ◇新たに口座振替を契約したい
- ◇振替口座を変更したい

『預金口座振替依頼書』の提出が必要です。

※専用の用紙がございますので、必要な方は改良区までご連絡ください。

■ 提出場所：取扱い金融機関の窓口

- ・年度途中でも変更が可能です。(次回納付分から変更となります)
- ・納付書発布の前後は、変更が間に合わない場合があります。
- ・契約中の口座を停止する場合は、改良区までご連絡ください。

■ 取扱い金融機関 一覧

《 滋賀県内での取扱い 》

- ・西びわこ農協
 - ・新旭町農協
 - ・滋賀銀行
 - ・関西アーバン銀行
 - ・滋賀県信用組合
- 本店(所)
支所(所)
出張所

《 全国での取扱い 》

- ・ゆうちょ銀行

※上記以外の金融機関では取扱いがございません。

◆ 各種用紙をご希望の方は改良区までご連絡ください ◆

『組合員資格得喪通知書』『地区除外申請書』の様式は当改良区ホームページからもダウンロードできます。

III 決済金について

◆ 農地転用（地区除外）の面積に応じて、決済金の納付が必要です。

公共事業用地（道路等）への転用も、決済金の納付が必要です。
寄付による転用の場合であっても同様に決済金を納付していただく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

平成 30 年度 決済金単価

1 m² あたり 164 円

◆ 決済金とは・・・

転用などで受益面積が減ることにより、残った農地への負担が過度にならないよう公平を図る為、その土地に対して本来負担すべき費用（賦課金）を精算する為に納付していただくお金が決済金です。

決済金単価は、毎年4月1日を基準に土地改良施設の維持管理費・事業費などをもとに算出しており、年度によって変動します。

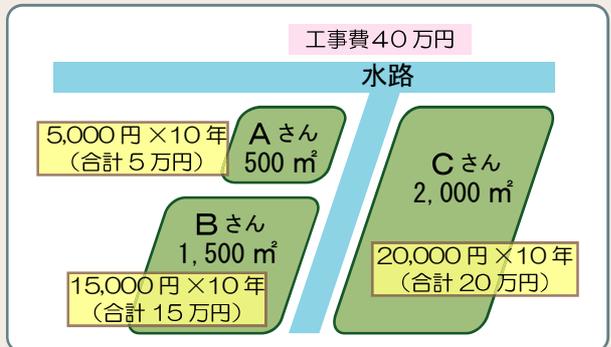
◆ 決済金のしくみ・・・

土地改良施設の維持管理費や工事にかかる事業費などは、組合員の皆様に納めていただいている賦課金でまかなわれています。転用などで土地改良区の受益面積（田の面積）が減少すると、残された農地（組合員）で費用を負担することとなり、組合員一人ひとりに係る負担が大きくなってしまいます。そこで、農地を転用する際に決済金を納めていただくことにより、残された農地（組合員）への負担をなくし、公平を図っています。

◆ 決済金の図説 ◆

【当初】

- Aさん、Bさん、Cさんが、それぞれ田を耕作しています。
- 水路の工事費に40万円かかりました。
- 工事費を全体の面積で割り、3名の負担額が決まりました。
- 1,000 m²あたり年間1万円を納付することにより、10年で支払が完了します。(賦課金)



【4年後】

- Aさんが田を畑に転用する事になり、田を作っていないので賦課金を払わないと言われました。
- これまでAさんは、5,000 × 4年分 = 2万円の賦課金を納付していますが、3万円の負担額が残っています。
- 残りの3万円をBさんとCさんが支払うことになると、残った耕作者の負担が増えて不公平になります。
- そこで、Aさんに残り3万円を決済金として精算してもらうことで、残った耕作者の負担にならないようにします。

改良区からのお知らせ

◆平成30年度賦課金について◆

《納入期日》

前期：平成30年 4月30日（月）

後期：平成30年11月30日（金）

納入期日までの納付にご協力をお願いします。

- ◆賦課金は、4月1日を基準に組合員に賦課されます。
- ◆口座振替の方は納入期日が振替日となりますので、期日までに残高の確認をお願いします。（金融機関が定休日の場合は翌営業日に振替）
- ◆期日を過ぎても納入いただけない場合、督促状を発送します。督促状発送後は、手数料として100円が加算されます。

【督促状は、納付書発付から2ヶ月経過すると発付します】

◆転作による減額について◆

転作がある場合、後期（11月）にて事業賦課金※1を半額にさせていただいております。毎年、細目書のデータをもとに減額の処理を行っておりますので、細目書に申請がない場合は、減額の対象にはなりません。

◆直接現地を確認することは出来ませんのでご了承ください。

- ◆後期に納付がある場合 → 転作分を減額した金額で納付書が発付されます。※2
- ◆前期全納の場合 → 減額分を還付させていただきます。

◇**ご注意**◇ 水を使用する用途での申請は、減額の対象外となります。

『調整水田』『養魚池』などは、転作であっても水を使用する為、転作による減額の対象になりません。また、水を使用する用途で申請があった場合、実際には水を使用していない場合であっても水を使用するものと判断しますので、ご注意ください。（水の使用の有無に関わらず対象外となります）

※1 賦課金は『事業賦課金』と『経常賦課金』に分けられ、そのうち『事業賦課金』が減額の対象となります。

※2 前期（4月）に発付する納入通知書には、減額前の金額が記載されております。減額の対象となる土地は、後期に発付される納入通知書の裏面に記載されておりますので、そちらをご確認ください。

◆忘れずに届出を！

組合員資格を変更する場合、改良区に届出がない限り変更ができません。届出がないと、前年度同様に賦課されますので、ご注意ください。

届出は、毎年2月末日までをお願いします。用紙が必要な方は改良区までご連絡ください。

（詳細は、6ページをご覧ください）

◆青地農地の転用について◆

青地農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき「土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年経過した土地」でなければ転用できないこととなっております。

平成27年3月末日に安曇川沿岸地区の合同井堰水門工事が完了しておりますので、安曇川沿岸土地改良区の受益地内にある青地農地については、転用できない場合があります。青地農地の転用をお考えの方は、事前に改良区までお問い合わせください。

◆・◆・改良区からのお願い・◆・◆

⚠危険⚠

水路には絶対に近づかないでください！

改良区の管理する水路には危険な箇所がありますので、付近を通行する際は十分注意してください。

特に、台風や豪雨で増水した水路には、絶対に近づかないようにしましょう。

◆新役員の紹介◆

役員補欠選任が平成29年10月29日第86回臨時総代会において執行され、菅浪静一監事の後任として万木嘉蔵監事が就任いたしました。

【任期：平成31年6月6日まで】

◇ 監事 ◇ 安曇川町常磐木 万木嘉蔵



- 発行所：安曇川沿岸土地改良区
- 発行人：理事長 川島 平
- 住所：520-1202 滋賀県高島市安曇川町下古賀1543番地1
- 電話：0740-33-0009
- FAX：0740-33-0093
- ホームページ：http://www.adogawaengan.com
- Eメール：mail@adogawaengan.com

■ お問い合わせ
TEL 0740 - 33 - 0009

■ 届出用紙のダウンロード
【安曇川沿岸土地改良区ホームページ】
<http://www.adogawaengan.com>